

米軍基地関係特別委員会記録  
<第2号>

平成29年第5回沖縄県議会（9月定例会）

平成29年10月11日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

## 米軍基地関係特別委員会記録<第2号>

---

### 開会の日時

年月日 平成29年10月11日 水曜日  
開 会 午前10時3分  
散 会 午後1時19分

---

### 場 所

第4委員会室

---

### 議 題

- 1 乙第14号議案 訴えの提起についての請求の追加について
- 2 陳情平成28年第39号、同第78号、同第117号、同第119号、同第124号から同第127号まで、同第138号、同第153号、同第161号、同第163号、同第167号、同第168号、同第173号、同第175号、同第178号から同第183号まで、陳情第1号、第13号、第14号、第20号の4、第23号、第25号、第27号、第28号、第31号、第44号、第79号、第81号、第85号、第86号、第90号、第99号、第100号、第112号、第114号、第116号及び第117号
- 3 軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立（嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練について）
- 4 軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立（米軍MV22オスプレイの緊急着陸事故について）
- 5 軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立（6月以降の米軍関係の事件・事故について）
- 6 嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練についてに係る意見書及び抗議決議の提出について（追加議題）
- 7 米軍MV22オスプレイの緊急着陸事故についてに係る意見書及び抗議決議の提出について（追加議題）

## 8 閉会中継続審査・調査について

## 出席委員

委員長	仲宗根	悟	君
副委員長	親川	敬	君
委員	山川	典二	君
委員	花城	大輔	君
委員	末松	文信	君
委員	照屋	守之	君
委員	宮城	一郎	君
委員	照屋	大河	君
委員	新垣	清涼	君
委員	渡久地	修	君
委員	嘉陽	宗儀	君
委員	金城	勉	君

委員外議員 なし

## 欠席委員

當間盛夫君

## 説明のため出席した者の職・氏名

知事	公室	長	謝花喜一郎	君
参事兼基地対策課長			金城典和	君
辺野古新基地建設問題対策課長			多良間一弘	君
環境部環境企画統括監			棚原憲実	君
環境部環境保全課長			仲宗根一哉	君
環境部自然保護課長			金城賢	君
農林水産部参事			新里勝也	君

企業局配水管理課長	山里	徹君
教育庁教育管理統括監	宜野座	葵君
警察本部刑事部長	當山	達也君
警察本部交通部長	梶原	芳也君

○仲宗根悟委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

乙第14号議案、陳情平成28年第39号外42件、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練について、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る米軍MV22オスプレイ緊急着陸事故について、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る6月以降の米軍関係の事件・事故について及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、環境部環境企画統括監、企業局配水管理課長、教育庁教育管理統括監、警察本部刑事部長及び警察本部交通部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第14号議案訴えの提起についての請求の追加について審査を行います。

ただいまの議案について、知事公室長の説明を求めます。

謝花喜一郎知事公室長。

○謝花喜一郎知事公室長 それでは乙号議案について、御説明いたします。

議案説明は、お配りしております資料、平成29年第5回沖縄県議会（9月定例会）乙号議案説明資料にて行いますので、そちらをごらんください。

資料の1ページをお開きください。

乙第14号議案訴えの提起についての請求の追加について、御説明いたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る岩礁破碎等行為の差し止め請求については、平成29年第3回沖縄県議会（定例会）において訴えの提起について議決をいただき、那覇地方裁判所に提訴したところであります。

当該訴えの請求の趣旨は、知事の許可なく岩礁破碎等行為を行ってはならないというものであり、公法上の義務の履行を求めるものでありますが、今般、公法上の義務の確認請求を認容する新たな判決の内容が明らかとなりました。

県としては、当該判決を活用することが、今後の訴訟遂行において有効であると考えております。

このことから、公法上の義務の履行を求めている訴えに、公法上の義務の確認を求める請求を追加するため、議会の議決を求めるものであります。

以上で、乙第14号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○仲宗根悟委員長 知事公室長の説明は終わりました。

これより、乙第14号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 前回の岩礁破碎等行為の差しとめ請求もそうですが、我々県議会で議論をしても、最高裁判所判決で翁長知事が違法行為だと。埋立承認は法的に認められると。つまり、辺野古の埋立工事は認められるという最高裁判所の判決がおりて、さらには和解条項で最高裁判所の判決の後は双方に判決の趣旨に従って協力をするという、政治判断ではなく司法判断が下されているわけです。そうすると、国も県もそれに従って対応するしかないと私は考えているのです。ところが、前回もそうですが、今回の請求の追加についても、まさに司法判断を無視するやり方で、お互いに協力をするという和解条項も含めて、翁長知事が埋立承認の取り消しを取り消して、実質的には埋立承認をしたということになっているわけです。埋立承認をしたということは、この埋め立てが適正にされていくということになるわけですから、それをあえてとめるという全く最高裁判所の判決に反する行為をしているわけです。裁判に訴えて、最高裁判所の判決に従わないばかりか、それを無視して、岩礁破碎についても協力するということを言いながら、さらに輪をかけて請求の追加をするというこの沖縄県行政のありようは一知事はきのうの陳述で、法治国家ではないということ堂々と主張しているようですが、まさに今、沖縄県知事が行っているのが法治国家を無視したやり方ではないですか。この訴えの提起、私は全く意味はないと思っています。そういう形で県議会に提案して、県民に対してそういうことをやっていく。何ら辺野古問題を解決しない。そういう訴えばかりで、本来、知事は政治的に交渉すべきですが、なぜ前、訴えたものにさらに追加をしようとするのか。その経緯も含めて、どう解決するために追加をするのか。

それも示していただけませんか。

**○謝花喜一郎知事公室長** まず、さきの最高裁判所判決が出て、その結果に従うべきというのは委員の御指摘のとおりでございます。ですから、翁長知事は承認取り消しを取り消しました。その結果、公有水面埋立承認は適法になされたということを前提として、さまざまな手続が行われているところでございます。今般の岩礁破碎の許可手続も、その手続の中の一つでございます。この件につきまして、6月定例会で再三、御説明もさせていただいたところですが、県からは、これまでの水産庁の見解に従い岩礁破碎の許可手続を行うようにということで、再三、文書等でも指導したわけですが、国は水産庁の見解としては漁業権が消滅しているので岩礁破碎の許可手続は要らないということで、それに応じていただけなかったと。県としては、水産庁に対して何度も照会したわけですが、水産庁は質問にもなかなかまともに答えてくれるようなものではなかったと。このままでは岩礁破碎等行為を行うことが確実な状況になったということで、差しとめ請求について6月定例会の議案として提案いたしまして、議決をいただき、裁判所に訴訟を提起したということでございます。今回の請求の追加は、その後の判例で公法上の義務の確認請求を認容した新たな判決が出たということで、これを追加することが有効であるという判断で提案をさせていただいたということでございます。県としましては、国において法令に基づいて適正に手続を行っていただければ、それに基づいて我々も厳正、適正に対応するというところでございます。

**○照屋守之委員** 私が言っているのは、県も国も、本来こういうものはきちんと話し合いをして問題解決をしていくということですが、それぞれの言い分はありながら、結局、話し合いができないので、司法判断に委ねました。裁判所は辺野古問題、普天間問題を解決するためにどうするかということで、審議を行って、判決を下しました。辺野古問題、普天間問題を解決するために司法の判決がおりたわけです。それによって埋立承認は適法だということを翁長知事が認めたわけでしょう。適法というのは、手続にのっとって埋め立てをしてもいいという判断ですから、それに沿って国は工事を再開しました。行政手続上はそうです。そのように埋め立てを認めたにもかかわらず、なぜ埋め立てを阻止するために行政がそういう行為をするのですか。反対する県民の皆様方がけしからんという形で訴えるのは十分理解できます。行政が埋立承認をして、自分が認めたのにそれを阻止する。そこにこういう形で訴えをさらに追加していく。私が申し上げているのは、どのように辺野古問題、普天間問題を解決する

か、それを示してくださいということなのです。

**○謝花喜一郎知事公室長** 今回、訴えの提起をしたのは、先ほど来、説明しているとおりでございます。あとは今回の県の提案とは少し異なると思いますが、どのようにこの問題を解決するのかにつきましては、和解でもそうでしたが、国地方係争処理委員会はこの問題について真摯に協議を行うことが重要であるというようなことをおっしゃってございました。それを受けまして、県としては国に文書でも発出しましたし、協議をしましょうということで申し入れを行ったわけですが、国はそれを受け入れず、逆に違法確認訴訟を国が起こしたと。国は和解条項に従って訴えるべきだということだったのですが、国地方係争処理委員会から、国、県の勝ち負けではなく真摯に協議しなさいということがあったものですから、和解条項にも合わなかったわけです。我々はそういうこともありましたし、協議しなさいということがありましたので協議を申し入れたわけですが、協議に応じていただけず、逆に県を訴えたのは国だったという経緯がございます。その中で、最終的に最高裁判所の判決が出て、その後は先ほど御答弁させていただいたとおりでございますが、埋立承認が有効な状態になっているということもございます。その中で、我々も丁寧に行政手続を踏んでいきたいと思いますということを言っているわけですが、国においては、それを聞いていただけなかったということが今回のものです。もとより、この問題について国が真摯に協議しましょうということであれば、県としても応じるのは望むところでございます。

**○照屋守之委員** 今、知事公室長が、国が協議をしようという対応であれば協議をするというのは、全く逆です。裁判で負けたのは県です。我々政治家は誰だって、協議して進めてくださいと思っています。基地反対の運動をする皆様方が裁判に訴えるのはいいです。行政というのは、それを受けてけんかをするのが仕事ではありません。この問題をどう解決していくかということをしっかり協議しないといけません。今のように協議をなぜしないのかと言ったら、国から協議を持ち込まれたらするというのは、全く逆です。裁判で負けているのは県ですから、もう裁判闘争はやめましょうと。私どもは裁判で負けましたと。行政手続は認めざるを得ませんと。国は工事を進めることにはなりますが、我々は納得いきませんので、今後の対応についてどうしましょうかということで話し合いを積極的に持ちかける。そのときに、一つ一つの岩礁破碎がどうのこうの、請求の追加がどうのこうのというレベルではありません。繰り返し言いますが、普天間問題をどう解決しますか、辺野古問題をどう解決しますか。我々

は解決をする責任があるのです。行政は反対をする責任ではありません。ですから、そういうことも含めて、21年にわたる問題をどう解決しようかということで、県から積極的に働きかけていくのですが、今のように国がやらないからと全て国に責任を押しつけるやり方では解決するはずがありません。知事公室長はわかっているでしょう。平成10年に今の知事が県内移設を15年の使用期限をつけて容認したのです。県内移設を閣議決定までさせたのです。翁長知事が県議会議員のときです。これだけ強引な手法で県内移設を認めたのです。これは今だけの問題ではなく、歴史があります。県内移設をしっかりと責任を持って一この人が中心になって容認したのです。これは事実です。そこを無視して一普通の人々が反対、賛成と言うレベルではありません。翁長知事が幹事長のときに平成10年に国に強引に押しつけて、15年の使用期限を認めさせたのです。これはきちんと記録にあります。ですから、そういうことも含めて、翁長知事はこの問題に責任を負わないといけません。単なる責任ではありません。国に閣議決定までさせた責任、県内移設の責任です。ですから、これも含めて裁判闘争を続けて、公のお金ですから、県民はみんな県知事がすることを支持しているわけではありません。とんでもない話です。疑問を持って個人的にやれば問題ありません。何でもかんでも全て県知事名でこういうことをされたら非常に迷惑なのです。ですから、解決策を示してください。いつ辺野古問題、普天間問題を解決するのですか。それを示すことができれば、全会一致で応援します。そういうことをしないで、ただ小手先の反対だけで時間とお金をかけて裁判闘争をするのは、沖縄県行政のやることではないと思っているのです。この訴えの提起でどういう効果があるのですか。

**○謝花喜一郎知事公室長** 国は宝塚判決をもって法律上の争訟性に該当しないということを主張しているわけですが、今回の訴えの提起によって、そういった国の主張も、ある程度、避けることができるので、本質的な漁業権の問題について議論ができるという意味合いがあると考えております。

**○照屋守之委員** 議論ができるというだけでしょう。県民は解決を求めているのです。訴えの提起によって、判決がおりたら辺野古問題、普天間問題が解決するのであれば理解できます。議論をするために裁判をしているのですか。これはとんでもない話です。

**○謝花喜一郎知事公室長** 我々は国と訴訟合戦を行おうということではなく、行政として法令に基づいて適正に手続を行ってくださいと。それに応じていた

だけなかったものですから、今回、訴えを提起せざるを得なかったということが出発点でございます。ですから、きのうも知事の意見陳述にもありましたが、訴訟合戦をしているように見えるかもしれませんが、決してそういうことではなく、沖縄県としても訴訟を提起するのは本意ではありませんが、岩礁破碎許可手続について国が真摯に対応していただけなかったということから、県も訴訟を提起せざるを得なかったということなので、あたかも県が国と事を構えるために訴訟を行っているということではないということは御理解いただければと思っております。

**○照屋守之委員** ですから、解決をするために裁判をしているというわけでもないのです。ただいたずらに岩礁破碎についてクレームをつけて、今回、請求をさらに追加するということでしょう。今、与党委員も解決するわけないと言っていますが、県民は解決を求めているのです。これまでに9000万円、この岩礁破碎では500万円と、1億円近くもかけて何の解決のめどもない。最高裁判所は解決のめどをしっかりと示して、協力すると言いました。協力すると言いながら協力はせずに、行政手続上問題があると岩礁破碎にクレームをつけて裁判に持ち込むわけでしょう。とんでもないです。ですから、いつまでにどう解決していくのかということを示すのが公の責任ではありませんか。皆様方が個人的に裁判を起こしているのであれば何も言いません。もう一つは、きのうの意見陳述の中でこういうことを言っているのです。普天間飛行場も、それ以外の基地も、戦後、県民が収容されている間に接收され、銃剣とブルドーザーで強制収容されてつくられ、土地を奪っておきながらどうのこうのとっていますよね。この前の議会でも指摘しましたが、稲嶺県政、仲井眞県政、大田県政でも、みずから提供したという事実があるということをお県議会で証明しているのです。仲井眞県政に至っては、普天間飛行場の倍が県民のそのような形で提供されたというような具体的な事実を述べているわけです。それを指摘しているにもかかわらず、裁判所でこういう意見陳述を行う。申し上げておきますが、稲嶺県政のときに小渡亨さんが自民党の代表質問をしておりますが、自主的に提供したということをお稲嶺知事が述べて、翁長知事は県議会議員としてそれを聞いているのです。聞いている知事が、なぜ今ごろ銃剣とブルドーザーと言えますか。みずから提供したことはないと言えますか。こういう事実を隠して、裁判所でもこのようなことを言う。まさにこのような訴えの提起は全然事実に基づかないことで、仲井眞前知事のとき、稲嶺前知事のとき、大田前知事のときの軍用地の形成のありようについての見解を全く無視して、行政の長がこういうことをする。こういう訴えの提起は前提も全て覆して、今までの事実を無

視して、請求が追加される。おかしい話ではないですか。私は事実に基づいて言っています。行政として、どうなのですか。

**○謝花喜一郎知事公室長** さきの本会議におきまして、照屋委員からの議事録を私が読み上げて答弁いたしました。その後、我々も大田県政時代、稲嶺県政時代、仲井眞県政時代の答弁を全て見させていただきました。その際にも申し上げたのですが、伊佐浜や伊江島では銃剣とブルドーザーというものがあったということは事実だったと。普天間飛行場については収容所にいる間に強制接收されたということは御理解いただいていると思います。問題はキャンプ・ハンセン、キャンプ・シュワブといったところは契約があったでしょうということだったと思いますが、最終的に契約締結に至ったというのは事実でございます。これはどの県政においても認めております。ただ、それは伊佐浜などの事例を目の当たりにして、地域住民の方々も内部で相当議論したあげく、そのまま強制接收されて賃料も払われないうちではやむを得ないという形で、契約を締結せざるを得なかったという実態で、これはみずから提供したとは言えないのではないかとということだと思います。その見解は大田県政においても同様な御答弁があるかと理解しております。そういったことも踏まえて、知事は意見陳述したということでございます。

**○照屋守之委員** 当時、小渡亨議員の代表質問で稲嶺前知事が答弁したときには、翁長知事は県議会議員としてその場にいるのです。自民党の代表質問ですから、これは自民党の考え方なのです。そういう形で事実を認めながら、稲嶺前知事が答弁した内容が頭にある間は、銃剣とブルドーザーでということは絶対に言えません。翁長知事が銃剣とブルドーザーで土地を接收されたと言うようになったのは沖縄県知事になってからです。その前は一切言っていません。自民党のころも、那覇市長のころも、今までは全部軍用地を認め、そういう事実も認めながら、銃剣とブルドーザーで沖縄の土地を接收されたと言うのは県知事になってからです。ですから、この訴えの追加も全部こういう形で、歴史的な事実に基づかない、そして、自民党のときには全部認めてきて、県知事になってからそのように全部否定をする。問題解決をすれば、我々自民党としても理解できます。辺野古問題も普天間問題も、問題解決はしないのに訴えをして、さらに請求の追加をする。これがどうしても理解しがたいのです。ですから、問題解決策を示してください。辺野古問題、普天間問題をいつまでにどうするのかということを示さないと、幾ら議案を提出されても我々は議論のしようがないでしょう。

○謝花喜一郎知事公室長 解決策を示してくださいというのは本議会で議案を提起した趣旨とは少し違うのですが、我々が6月定例会で提案したものは、本来の行政の手續がなされていないので、それをしっかりやっていただこうと努力したわけですが、なされていないと。このままでは無許可の岩礁破碎等行為がなされることが確実な状況になったということ行政としても放置できないので、差しとめ訴訟を提起せざるを得なかったと。今回の請求の追加は6月定例会の提案後に新たな判例が出ましたので、それを追加することが有効であるということを出させていただいたところでございます。そして、今、委員からは、これとは別に解決の方策を見出すべきだということがございましたが、この件につきましては、国との協議が必要だと思っております。国においては辺野古唯一という形ではありますが、そういった固定観念にとらわれることなく、県と協議していただければと考えているところでございます。

○照屋守之委員 この訴えの提起についての請求の追加は、解決とは別問題なのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 この訴えの提起は、本来、国の行政としてやるべき手續がなされていないことについて、県は何度もお願いをしたわけですが、それがなされませんでした。このまま無許可の行政行為がなされるということを放置できないので、訴えを提起したということでございます。

○照屋守之委員 実にわかりにくくて一最高裁判所判決で翁長知事は法律違反だと言われて、埋立承認は適法だという判決で、これからの手續はその趣旨にのっとっているということですよ。国はそれを受けて、問題を解決するには埋め立てしかないという形で工事が再開されるわけです。皆様方は、工事が再開されて、国は埋め立てをそのまま続けていくということについては何も問題ないと。あれは解決するための方法ですが、行政手續上、不備があるので、これだけが問題だという話ですか。あれは認めているのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 最高裁判所判決を受けて、翁長知事は承認取り消しを取り消したわけでございます。それによりまして、埋立承認は有効だということが前提で、国はさまざまな護岸工事等を4月から始めたわけです。その際に、作業が進めば岩礁破碎行為が出てくるわけですが、これについては岩礁破碎の許可手續が必要になってくるわけです。これは国も承知していたところで

す。ところが、このことについて国は岩礁破碎の許可は要らないと。その背景として、漁業権が一部放棄されたことによって漁業権は消滅しているということをも主張して、岩礁破碎許可手続は要らないとしているわけです。これを裏づけるものとして、国は水産庁の見解に基づいていると。ところが、これまで水産庁は漁業権の一部放棄では漁業権は消滅しないとしていましたし、平成26年にも、場所は違うにしても漁業権の一部放棄があったところで岩礁破碎の許可手続申請を出して、県は許可をしていたわけです。ところが、今回、水産庁の見解を盾にして漁業権は消滅しているということで、許可を得ないまま岩礁破碎行為がなされると。これは行政としてもおかしいということで、訴えを提起したということでございます。

**○照屋守之委員** 最高裁判所の判決で、翁長知事は法律違反であるという判決と、埋立承認は法的に認められるという2つは確認できますよね。

**○謝花喜一郎知事公室長** 翁長知事は法律違反ということではなく、本来、我々からすると翁長知事が行った承認取り消しは適法か、違法かということを判断していただければ、より鮮明だったと思いますが、それを判断せずに、仲井眞前知事の行った埋立承認は違法ではないという判断をしたわけです。

**○照屋守之委員** 私は最高裁判所の判決文を全て読みましたが、法的に反するという項目があったと思います。仲井眞前知事の承認が適法だということは、翁長知事が行ったことは違法行為だということをはっきりしているではないですか。それを取り消すわけでしょう。裁判所の判断は法的にどうかという判断ですから、違法行為だということはい間違いないと私は思っております。余り細かいことは言いませんが、日米合意から21年たってこれだけもつれているのは、日米だけの問題ではなく、沖縄県が絡んでこれだけ長期化しているのです。沖縄県の事情もあって、翁長県知事が幹事長のときに蹴飛ばしてだめだと言えば、この問題は起きていないわけでしょう。県内移設を容認して、15年の使用期限をつけたわけです。国も渋々認めて閣議決定もしたわけです。そういうさまざまな経緯があって、この問題があります。ですから、今、この問題は決着をつけて解決したいという思いが非常に強くて一つくらせないということで行政が行っていることについてはそれはそれでいいです。そうであれば、いつまでにそういうことをきちんとできるのか。解決のめどを示さないで、こういうことばかりずるずるやっていると任期いっぱいになります。公約違反のことをずっとやり続けていて—この裁判で岩礁破碎の判断がついて、漁業権が消滅してい

るからそのままいいという判決が下されたときは、皆様方は協力しながら辺野古につくらせるということに走っていくのですか。そのぐらいの覚悟はありますか。

**○謝花喜一郎知事公室長** 先ほど稲嶺県政時代に15年使用を認めたという話がありましたので、そこから御答弁させていただきますが、確かに15年使用期限で稲嶺前知事の時代に相当進んでいたと思います。ところが、そのときの閣議決定を取り消したわけです。それが仲井眞県政から現在まで至っている要因の一つだと思っています。仲井眞県政のときにV字の案が出て、最終的に仲井眞前知事が埋立承認を行ったというのが経緯だと考えております。その承認の際に、環境の問題について懸念が払拭されないという環境部の意見があって、それについて議会でも大分議論がありました。そういったことが一つの争点となった県知事選挙において、承認を取り消すということを公約に掲げた翁長知事が当選して、翁長知事は公約に従って承認を取り消したと。しかし、それが最高裁判所の判決において敗訴したので、承認取り消しを取り消して現在に至っているという経緯でございます。繰り返しになりますが、長い普天間移設問題を何とかして解決しなければならないという思いは県民はひとしく思っていると思いますし、我々もその解決に向けて、辺野古唯一という固定観念を捨てて、ぜひとも辺野古以外の県外移設を検討していただくことが最善の道ではないかということが、今の県政の立場でございます。

**○照屋守之委員** 今の閣議決定の話は、翁長知事が平成10年に沖縄県知事選挙に勝つために県内移設を容認して、15年使用期限をつけるわけです。それを国に行って、15年使用期限をつけなければ我々は選挙で勝てないと強引に押し込むわけです。政府はこれを認めていないわけですが、強引に押し込んで、納得していないけれど選挙に勝つためにはそうしないといけないと。それを後の閣議決定で外されるわけです。当たり前の話です。翁長知事が県知事選挙で勝つために強引に押し込んでいるのです。「戦う民意」を読んでください。翁長知事が自分で事細かに書いてあります。そのときに県内移設の道がつくられたと書いてあります。岸本前名護市長も認めたと書いてあります。ですから、県内移設の道をつくり、辺野古唯一の道をつくったのは翁長知事なのです。それを今、自分は何もしなかったようなことで、あたかも最初から反対していたような形でやるというのは、まさに県民にとっても理解しがたいことです。ですから、私が何を申し上げたいかというのは、自分が県内移設の道をつくって、あのときは国に対して選挙で勝つために15年使用期限がないととんでもないと入

れさせて「戦う民意」をしっかり読んでください。翁長知事が書いているのです。私はそれを見て、翁長知事は相当頑張ったなど。そういうことからすると、裁判ではなく、積極的に協議を行うぐらいのエネルギーと交渉力を知事は持っているのです。辺野古につくらせないと言って協議をして、その実現のためにやるべきなのです。それをしないで裁判闘争ばかりして、県の公のお金を使って何の解決策も示さない。そして、新たに請求の追加の提案をする。そこが到底、理解しがたいわけです。ですから、この事実関係をもう一回検証してください。15年使用期限を強引に入れて、簡単に閣議決定を放棄したわけではありません。翁長幹事長がそう言っているのです、仕方ないから受け入れる。それで閣議決定も外す。全部沖縄県の責任です。こういうことを無視して論じることが出来ますか。

**○謝花喜一郎知事公室長** 私も「戦う民意」を読んでおりますし、そういったこともあります。ただ、稲嶺県政時代の15年問題を、その後の閣議決定で政府は覆したわけです。今の委員の御指摘は、ごり押ししたから閣議決定を覆すのは当然でしょうということですが、これについてはそれぞれいろいろな考えがあると思います。それから、鳩山内閣ができて最低でも県外だと言ったときに、県民は本当に喜んだと思います。最低でも県外ということを受けて、仲井眞前知事も2期目に県外移設を掲げて当選したわけですが、最終的に承認を行ったということで、また民意が動いたという流れです。この問題は紆余曲折あると思いますが、委員からありました解決するにはどうしたらいいかということにつきましても、辺野古唯一という固定観念を捨てて、ぜひ県外移設に取り組んでいただくのが最善の道ではないかと考えているところでございます。

**○仲宗根悟委員長** ほかに質疑はありませんか。  
末松文信委員。

**○末松文信委員** さきの本会議でも質疑しましたが、埋立承認そのものについては、その事業を完成させるために承認するわけですね。今、皆さんがしていることは、承認はしたものの、進めるに当たって中身に一つ一つ文句をつけてといいますか、まさにそうだと思いますが、阻止しようとしている。停滞させようとしている。なぜそういうことが必要なのか教えてください。

**○謝花喜一郎知事公室長** 先ほど来、答弁させていただいておりますが、最高裁判所判決を受けて埋立承認は適法になされたという前提で、今、県は作業を

しているところです。事業者である国、防衛省自体が水産庁に照会を行って、従来、水産庁が行っていた見解とは異なる見解を盾にして、漁業権の一部放棄をもって漁業権は消滅しているという見解で岩礁破碎許可を得ないまま作業をしようとしています。これが県にとっては放置できなかったということであって、翁長知事の公約ではありますが、何が何でも、とにかく国のものを邪魔するといった趣旨のものではないということは御理解いただければと思います。

**○末松文信委員** それではお尋ねしますが、なぜ那覇空港の滑走路の埋め立てと辺野古の埋め立ては違うのかと。なぜ辺野古は第三者委員会に対して瑕疵を出させて一私は恣意的だったのではないかという指摘をしましたが、あのときに知事公室長らが何を言ったかという、瑕疵の状態を放置しておくわけにはいかないから提訴するのだと。取り消しするのだという話をしていましたよね。しかし、瑕疵はなかったということが証明されました。それは皆さんのもくろみが間違っていたという話です。恣意的に行ったことが、まさに恣意的だったという証明がされたわけです。今回も水産庁の見解をそうではないということで提訴をする。結果的に敗訴したときには、恣意的に行ったことになるわけです。ですから、こういうことを沖縄県の行政が本当にしていいのかと。これで民間をどのように指導するのですか。

**○謝花喜一郎知事公室長** 県は、水産庁の見解に対して2度にわたり照会を行っています。漁業権は一部放棄によって消滅していないということが、今回の差し止め訴訟の核心だと考えておまして、法律上の争訟性、いわゆる門前払いではなく、中身に入っただけなのであれば、県の主張は過去の水産庁の見解、それから、明治時代からの漁業法等の成り立ちといったものを、説き起こして詳細に論述しておりますので、県の主張が認められるのではないかと考えております。なぜかと申しますと、国は漁業権の問題についてはほとんど触れていないわけです。本質に入ると、県の主張が認められる可能性があるのではないかと考えているところです。

**○末松文信委員** 可能性を期待しているわけですよ。確実なものではないから、裁判を起こしているわけでしょう。前回は恣意的に瑕疵を拾いましたが、これもまさに瑕疵はなかったということでした。あれだけのお金をかけて訴訟を起こしたにもかかわらず、もくろみが全然当たらなかったという結果が出ているわけです。今のお答えの前に、前の瑕疵について反省の色が全くないのですが、このことについて答弁してください。

○謝花喜一郎知事公室長 第三者委員会は、専門家、弁護士を交えて構成された合議体で、丁寧に検証作業を行ってきたと私は考えております。その作業の中で、委員は公正中立な立場で検討して、最終的には瑕疵があるという方向性を出しました。それを県も関係部局において検討した結果、最終的に埋立承認には取り消し得べき瑕疵があるということで、その報告を受けて翁長知事は承認を取り消したということだと理解しているところでございます。

○末松文信委員 承認した経過からすると、県庁内で各関係部局が緻密に調整した結果で承認したものだと思っていたし、そのことを前提として私は恣意的ではないかという話をしたわけです。そのことがまさに恣意的に拾った瑕疵であって、全然話になりません。ですから、あれだけの大金をかけて、民意か何かよくわかりませんが、政治的な手法だけで行政を曲げてはいけません。今回の岩礁破碎についても、水産庁の見解が出ているわけで、それに基づいて現場の埋立事業を進めようとしているわけです。現場は現場でどうすれば早くできるのかと考えるのは当たり前の話です。それに何の問題があるのですか。それから、岩礁破碎の可能性が確実であるということで、実際に岩礁破碎がされている状況もない中で裁判を起こす。それは可能性があるから起こすという説明ではあるのですが、そういった想定されたもので裁判を起こすというのは、前に瑕疵を拾ったものと一緒です。また同じ結果が出ます。そういう意味では、請求の追加などは全く必要ないと私は思っていますが、もう少しそのことについてお願いします。

○謝花喜一郎知事公室長 さきに提起した差しとめ訴訟は、知事の許可なく岩礁破碎等行為を行ってはならないという公法上の義務の履行を求める訴訟であります。一方、差しとめ訴訟の提起後、公法上の義務の確認請求を認容した新たな判決が出ました。当該判決を活用することが、今後の訴訟遂行において有効であると考えられることから、公法上の義務の履行を求めている本件の訴えに公法上の義務の確認を求める請求を追加するというものでございます。

○末松文信委員 それは今までの説明を聞いているのでいいのですが、その妥当性といいますか、どこにその意味があるのかという話です。

○謝花喜一郎知事公室長 確認請求を追加することで、漁業権の存否と本質的な争点について審理される可能性を高めることができると考えております。

○末松文信委員 水産庁の見解というのは、法律を管理するところがそう言っているわけですから、時代とともに法律も変わってくるかもしれません。その経過の中でも、管理者がそう言っているわけですから、なぜ県が法律の管理をしている国が言っていることを否定して、裁判まで起こす必要があるのかと聞いているのです。

○謝花喜一郎知事公室長 この件につきましても、県は水産庁に対して2度の照会も行っております。そういった中において、水産庁からの回答はとても真摯な対応だとは言えない状況であったということで、県としてはこれまでの行政実例に倣いまして、漁業権の一部放棄をもって漁業権は消滅するものではないと。したがって、岩礁破碎等許可手続を行う必要があるもので、岩礁破碎許可の申請を行ってくださいと何度も沖縄防衛局に対して申し入れを行ったわけですが、聞き入れていただけなかったと。最終的にやむを得ず差しとめ訴訟を提起せざるを得なかったということでございます。

○末松文信委員 皆さんは水産庁の見解を否定していますが、今度の裁判の結果、もし水産庁の見解が認められた場合、その責任はどうとるのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 国は、準備書面等を見ましても水産庁の見解についてはほとんど触れていないのです。国がなぜ触れていないのかといいますと、法律上の争訟性の問題といった点から門前払い、却下すべきだと言っているわけです。ところが、我々は宝塚判決の射程外だということを申し上げて、ぜひ事実的な実体審理を行っていただきたいということを重ねて申し上げているわけです。仮に今の差しとめ訴訟で宝塚判決に抵触するという国の主張が認められたとしても、公法上の義務の確認を求める請求を追加することで一確認の請求は、宝塚判決の射程外であることは明確でございますので、漁業権の存否といった法律的な議論に入る可能性があります。漁業権の問題について県は詳細に説明しておりますので、その点について裁判所の判断を期待しているところでございます。

○末松文信委員 裁判所の判断をどう想定しているのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 漁業権の存否という本質に入っただけであれば、これについて国はほとんど反証しておりませんので、県の主張が認められるので

はないかと期待しているということでございます。

○末松文信委員 今回の提案の内容がまだよくのみ込めていなくて一岩礁破碎行為の差し止め訴訟が門前払いされる可能性があるから義務確認の提起をしておきたいと。もし前に提訴したものの途中で議論が深まっていくのであれば、これは必要ないというようなイメージですか。

○謝花喜一郎知事公室長 宝塚判決というのは、一つの大きな争点だと思っております。国はそこを強力に主張しています。その件については県も射程外だと。宝塚判決というのは、わかりやすく言うと行政が住民を訴えるということではできませんということを行っているわけですが、今回、県が訴えている相手方は住民ではなく国です。ですから、宝塚判決の射程外だということを上申しているわけです。我々は何とかクリアできればと思いますが、裁判というのはいろいろ有効な主張はしたほうがいいので、それについては確認請求に関する新たな判例が出ましたので、これも活用する、より補強するという意味合いで、今回、提案をさせていただいているということでございます。

○末松文信委員 そうすると、門前払いになったときに、この請求の追加が有効になってくるという理解でいいですか。

○謝花喜一郎知事公室長 仮定の話ではありますが、県が主張している相手は国ですから、宝塚判決の射程外だと。法律上の争訟性については問題になりませんと主張しているわけです。これを仮に聞いていただけても、確認請求の訴えを追加することによって、実質、本質論の漁業権の問題に審理が入っていくのではないかと期待しているということでございます。

○末松文信委員 それは一つの担保として提起しておくという意味合いですか。

○謝花喜一郎知事公室長 表現はいろいろあると思いますが、それが有効だということで、我々は提案させていただいております。

○末松文信委員 そういう裁判は、埋立事業の中身の裁判闘争になっているのですよね。元の大きな埋立事業そのものは承認されているわけです。承認されている中の、言ってみれば枝葉末節の中で裁判闘争をしていると。そもそも承

認した事業を阻止するための作業をしているわけですよ。そういうことではなくて、皆さんが普通の行政の手続で物事を進めるときに裁判を起こしてきた事業の例はありますか。

○謝花喜一郎知事公室長 今の時点では承知しておりません。

○末松文信委員 私が冒頭で申し上げたように、事業を承認した者は促進して早目に社会資本の整備をするといった責務があると思うので、それは恐らくないと思います。今回は政治的な要素がそこに入ってきているからそういうことが起こっているわけであって、行政手続を逸脱しているのです。ですから、職権の濫用ではないかと言っているわけです。そこはどうですか。

○謝花喜一郎知事公室長 率直な感想になるのですが、一事業者が県の指導、助言等に従わずに一事業者は沖縄防衛局ですが、防衛省が他の省庁に見解を求めて、その見解をもって、これまで県が求めていた手続を不要だと主張すること自体、何か違和感があります。

○末松文信委員 先ほどから気になっていることがあるのですが、埋め立ての事業者は国という位置づけですか。私人ではないのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 我々は今回、国だと考えております。

○末松文信委員 国の事業であれば、県の条例などで一定のものがクリアされていればそんなに問題はないのですが、裁判闘争までするようなことが国と県の間にあるのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 この件については承知しておりませんが、国であればこそ法令に基づいて手続は行っていただけるものだと考えていたところです。

○末松文信委員 当たり前の手続しても、厳正に審査するとか、いろいろな言い回しがありますが、行政の職員一私もかつてそういう時期がありましたが、物事を前に進めるというスタンスに立てば、それなりのやり方がありますよね。今、何とか阻止したいということがあるから、皆さんは埋立事業をさせない、阻止する手だてのためにそういう枝葉末節の議論をしているわけです。

○謝花喜一郎知事公室長 そのように考えたのは国側だと思います。県側が何らかのものをするのではないかと思ったのではないかと推察しているところです。

○末松文信委員 それに限らず、瑕疵を拾ったことからそういう状況が見えてくるわけですから、余り言いわけはしないほうがいいと思います。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。  
山川典二委員。

○山川典二委員 今回、国との裁判は何回目ですか。

○謝花喜一郎知事公室長 5回目になります。

○山川典二委員 先ほども議論がありましたが、6月定例会の7月4日に県議会で議決された訴えの提起について、今回、請求を追加するのですが、弁護士は一緒ですか。

○謝花喜一郎知事公室長 二人は一緒ですが、一人追加されております。

○山川典二委員 今回の裁判費用はどれぐらいかかるのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 前は弁護士費用ということで500万円ほどでしたが、今回、新たな負担はございません。

○山川典二委員 今回、辺野古埋め立てを阻止するための5回目の裁判ということですが、司法チームといいますか、弁護士は何名で、行政としては何名でチームが組まれているのですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 以前の不作為の違法確認訴訟の際には、5名の弁護士にお願いしておりまして、竹下弁護士、久保弁護士、松永弁護士、加藤弁護士、中西弁護士となっております。今回の差し止め訴訟の弁護士は宮國英男弁護士、松永弁護士、中西弁護士、加藤弁護士の4名の方にお願いしているところです。

○山川典二委員 最高裁判所の判決等も含めて、裁判費用について改めて正式に説明をお願いします。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 平成27年度、平成28年度の費用負担の合計としまして、弁護士の委託料が法律相談や国地方係争処理委員会の審査請求、係争処理委員会、代執行訴訟、抗告訴訟、関与取り消し訴訟、不作為の違法確認訴訟、これらを全て合わせて7245万7000円となっております。

○山川典二委員 辺野古問題に関する裁判に関しては、もちろん弁護士費用もそうですが、それプラスの予算執行がまだあると思います。全体の額を教えてください。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 今、お答えしましたのは弁護士委託料になります。それ以外に意見陳述書の作成料や旅費、需用費、役務費等がありまして、これらが平成27年度から平成28年度の合計で8666万7898円となっております。

○山川典二委員 当初は5人の弁護士、現在は4人ということですが、それぞれの弁護士事務所は1カ所に2名とか、いろいろあると思いますが、何カ所の弁護士事務所になるのですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 それぞれの弁護士事務所から1名という形で、4名の方に委託しております。

○山川典二委員 当初、竹下弁護士がチームリーダー的な感じでなさっていましたが、今はおりません。どうしてですか。

○謝花喜一郎知事公室長 竹下先生は前から、最高裁判所の裁判が終われば一呼吸つけたいというお話がありまして、それで今回は入っていないということでございます。

○山川典二委員 今回、新たに宮國先生が入られていますが、それはどういう経緯ですか。

○謝花喜一郎知事公室長 訴訟をするに当たって、やはり複数名一今、4名と答弁しましたが、加藤弁護士は東京の日弁連で役員をしておりますので、実質は3名になります。松永先生と中西先生は従前から引き続きしていただけるということだったわけですが、お二人から人数をもう少しふやせないかという御相談がございまして、竹下先生にも御相談申し上げましたところ、宮國先生の名前が挙がりまして、お願いをしたということでございます。

○山川典二委員 これまでの議会でも本当に解決できるような裁判なのかという議論もあります。費用対効果から言って、大切な県民の税金を預かっている中からこうした数字が出ておりますが、翁長知事の訴えが認められず、最高裁判所まで行って敗訴しておりますよね。その責任はどのようになるのかという疑問が県民の中にもあるわけです。あれだけ大騒ぎをして、メディアも入れて一生懸命やって、法治国家ではないと知事はよくおっしゃいますが、厳然とした法治国家の中で最高裁判所判決が下されたわけですよね。弁護士チーム、そして、皆さんとも協議を重ねながらやってきたのが、結果としては敗訴しています。この責任はどのようになるのですか。弁護士チームの責任はどのようになるのですか。県の見解として、どう考えているのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 県がこれまでお願いしてまいりました弁護士の先生方は、県の主張についてそれぞれの立場で膨大な準備書面等を用いて対応に当たっていただいたと考えております。県が敗訴したという残念な結果になったわけですが、最善を尽くしてそういう結果になったということでは、我々としては弁護士の方々には大変よくやっていただいたということでございます。

○山川典二委員 弁護士の皆さんは一生懸命やりましたが、それを頼んだ県としては責任の所在をどのように考えるのかということが見解としてあれば、御説明をお願いします。

○謝花喜一郎知事公室長 敗訴したのは残念ですが、県としましては、辺野古を埋め立てて新たに基地をつくるということについては多くの県民の方々が反対していると理解しております。そういった中において、今の県政の立場としましては、新たな基地をつくらせないということで、これからも公約の実現に向けて取り組んでいくということだと考えております。

○山川典二委員 前回の訴えの提起につきましても、そもそも対象にならない

のではないかという話がございます。最高裁判所で敗訴し、そして、またこうして訴えの提起をしているのですが、税金をどんどん使うわけです。その中で、皆さんの考え方、そして弁護士チームとの協議の中身は本当に解決に向かう話なのか、非常に疑問なのです。むしろ、今、知事は撤回をするという話もありますが、あれから何カ月もたっています。いろいろな状況の中で判断をしたいということですが、弁護士チームと撤回に関するいろいろな議論があると思いますが、その辺は承知していますか。

**○謝花喜一郎知事公室長** 撤回につきましては本会議等でも多くの議員から御質問がありますが、撤回と申しますのは、適法になされた行政行為が、それぞれ事後の事情に応じて、行政としても公益上放置できない新たな事態が発生した場合、これを将来に向かって取り消すということが撤回だと考えております。その撤回の要件は、公益上、将来に向かって取り消す必要があるということが大きな要件になってまいりますので、行政が今まで有効になされたものを将来に向かって取り消すというのは、それ相当の丁寧な作業が必要だろうと思っております。ですから、我々は日々の国の動き等をしっかり見定めて、適切な時期に撤回はなされるものだと考えております。

**○山川典二委員** 撤回のデメリットは何ですか。

**○謝花喜一郎知事公室長** 撤回のデメリットといいますか、撤回した場合に国がとり得る手法として、代執行訴訟が考えられると。また裁判になるわけですが、その場合に裁判所の判断がどのように出るかというところで議論が出てまいりますので、我々が撤回するに際しては十分な理由、根拠をもって撤回しなければ、訴訟において十分な対応ができなくなるのではないかと考えているところでございます。

**○山川典二委員** 損害賠償についての議論はありますか。

**○謝花喜一郎知事公室長** 損害賠償がどういう根拠に基づいて行われるかにもよると思いますが、一般的に賠償請求される場合は、民法上の例でいいますと、故意または過失があり、相手に損害があつて、両者の間に因果関係があるということが問題だと思っております。撤回については慎重に検討しているところと申し上げておりますが、公益上の必要性をしっかりと説明できれば、故意、過失というようなことにはなりません。したがって、損害賠償という議論にもなら

ないだろうと考えております。

○山川典二委員 損害賠償等につきましても、弁護士チームとの協議、詰めの作業はなさっていますか。

○謝花喜一郎知事公室長 撤回については、我々は目の前で考えているわけではございませんので、想定される損害賠償の問題についても議論はしておりません。

○山川典二委員 むしろ、知事は来年の県知事選挙までに撤回しないのではないかという話もありますが、その辺を明確にすれば、今のような訴えの提起などの小手先の裁判なんてそんなに意味をなさないのではないかと思います。費用対効果からいっても、そろそろ弁護士チームと理論武装もしっかり明確に確認をして、その辺の環境整備もしていただきたいと、一県民として要望して終わります。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。  
渡久地修委員。

○渡久地修委員 幾つか議案について質疑させてもらいますが、その前に、この前の最高裁判所の判決は私は不当判断だと思っています。沖縄防衛局の主張だけを取り入れているという点で、まさに不当な判決だと思うのですが、その辺について県はどういう見解ですか。

○謝花喜一郎知事公室長 県の主張をほとんど見ていただけなかったということで、極めて残念だと考えております。

○渡久地修委員 沖縄防衛局の辺野古に移さなければ危険性の除去ができないとか何とか、裁判所が踏み込んではいけないところまで言っているという点で、私は不当だと思います。知事は最高裁判所判決に従わない法律違反だと盛んに言う人たちがいますが、違うのではないですか。知事はしっかりと法律に従って仕事をしているのではないですか。

○謝花喜一郎知事公室長 知事は承認取り消しを取り消しするに当たって、さまざまな県民からの意見もありましたが、行政が司法の最終判断に従うことは

当然だという観点から承認の取り消しを取り消したわけでございます。ですから、最高裁判所の判決に知事は丁寧に従ったということでございます。

○渡久地修委員 先ほど知事公室長の答弁で、国がやるべき手続をしていないと言っていましたね。それは、どういうことですか。

○謝花喜一郎知事公室長 今回の差し止め訴訟において、県は国に岩礁破碎許可手続を行ってくださいということを求めたわけですが、国は岩礁破碎許可手続をせずに、工事を行おうとしていると。このまま放置しますと無許可の岩礁破碎行為がなされることが確実な状況だったため、県は訴えを提起したということでございます。

○渡久地修委員 国であっても、手続としてしっかりと県知事に出すべきものですよね。仲井眞前知事には出したのですよね。なぜ今度には出さないのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 漁業権の一部放棄をもって漁業権は消滅したと。したがって、岩礁破碎許可手続もいらないという解釈のもと、出さなかったということでございます。

○渡久地修委員 県はどのような立場ですか。

○謝花喜一郎知事公室長 これまでの行政実例、長年にわたる水産庁の見解から、漁業権の一部放棄をもって漁業権は消滅しないと。漁業権の一部放棄の前には変更手続が必要で、まだ漁業権は消滅していないので、岩礁破碎許可手続は必要です。ですから、申請してくださいということを再三にわたって沖縄防衛局に指導したわけですが、聞いていただけなかったということです。

○渡久地修委員 事業者である沖縄防衛局は、イコール国になっていますよね。県が行ういろいろな手続で、事業者が民間の会社の場合、自分たちの見解では必要ないと判断したから出しませんということが世間で通用しますか。

○謝花喜一郎知事公室長 これは私の主観になりますが、そういったことは通用しないのではないかと思います。

○渡久地修委員 国だから許されるということはあってはならないと思うので

すが、どうですか。

○謝花喜一郎知事公室長 法令は国であろうと私人であろうと、遵守するのは当然でありますし、国であればなおさらのこと法令は守るべきだと考えております。

○渡久地修委員 これは沖縄防衛局長が出す必要はないと判断したのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 水産庁の見解を根拠として、漁業権は消滅しているので、出す必要はないと判断したものと考えております。

○渡久地修委員 岩礁破碎許可の許可権者はどなたですか。

○新里勝也農林水産部参事 岩礁破碎の許可は、知事の名前で許可することになっております。

○渡久地修委員 申請が必要か不要かと判断するのは知事の権限ではないですか。申請する側の権限なのですか。

○新里勝也農林水産部参事 先ほど来、知事公室長が答弁しておりますが、水産行政を扱う立場としましては、明治漁業法とこれまでの政府見解、水産庁の技術的助言という通知をもとに、漁業権の一部放棄については漁業法第22条でいう変更にあたるということで運用されてきております。沖縄県としても、水産庁の指導に基づいて、年間五、六十件ある岩礁破碎許可の手続を行ってきているところがございます。

○渡久地修委員 判断の権限は知事にあるのではないですか。

○新里勝也農林水産部参事 おっしゃるとおり、沖縄県知事の権限として申請の必要性については判断されるものと認識しております。

○渡久地修委員 皆さんはその立場から、事業者である沖縄防衛局に出していただきと指導をしたと。何回したのですか。

○新里勝也農林水産部参事 最初は、平成29年2月3日に手続をきちんととつ

てくださいと指導をしております。2回目が2月15日、3回目が許可が切れた4月5日、そして、水産庁の見解に実質回答はなかったのですが、改めて5月29日に指導文書を提出しております。

○渡久地修委員 合計何回の指導をしたことになりますか。

○新里勝也農林水産部参事 文書による指導は4回行っております。

○渡久地修委員 4回行ったが、一切、従わないということですか。

○新里勝也農林水産部参事 4月の指導に対する回答として、要件はないので申請は必要ないという回答もいただいたところで、そういう意味では文書で明確に申請をしないという意思を通知してきたと認識しております。

○渡久地修委員 そうすると、県の持っている権限が、指導したにもかかわらず従わない。まさに無法なことが行われていることに対して、県がしっかりと法律を守ってもらう。行政手続上、県の権限を守るためには、県にはどのような手段が残されていますか。

○新里勝也農林水産部参事 一般論ですが、民間もございしますが、県の指導に従わない場合、県の制度等を丁寧に説明して、申請を促すような対応を最初に行うべきだと考えております。その際に、県の漁業調整規則の中で罰則もあるということも含めて丁寧に説明し、指導して申請を促す対応になると考えております。

○渡久地修委員 申請を促して4回もしていないわけですから、最終的にはどのような手段になりますか。

○謝花喜一郎知事公室長 4回も指導したにもかかわらず従わなかったということで、最終的には司法に救済を求めるしかなかったということでございます。

○渡久地修委員 仲井眞前知事の時には出して、それがことしの3月31日で切れます。その工事をするために、きちんと出すべきものを出していないと。前は出していたわけですね。翁長知事だからといって今度は出さない。不要だとみずから勝手に判断した。そして、指導しているにもかかわらず従わない

という、まさに二重、三重の不当なことをしているのです。ですから、皆さん方も司法の判断を仰がざるを得なくなったというのが事実でしょう。どうですか。

○謝花喜一郎知事公室長 委員の御指摘のとおりです。

○渡久地修委員 先ほど知事公室長は門前払いになるのではないかと言っていました。本質的な議論に入っていけば県は十分勝てると。それは、これまでの水産庁の見解、歴史からいって、県の主張は正当性があると皆さんは自信を持っているわけでしょう。そこはどうですか。

○謝花喜一郎知事公室長 今回の裁判の一番の本質は、先ほど来出ております漁業権があるかないかで、これは漁業権の一部放棄によって漁業権が消滅するか否かです。これについては、先ほど農林水産部参事からもありましたように、水産庁のこれまでの経緯と明治時代からの漁業法の成り立ちといったものを、るる丁寧に膨大なページ数を割いて漁業権が消滅していないことを論述しておりますので、本質的な議論に入っただけなのであれば、県の主張が認められる可能性はあると思っております。

○渡久地修委員 そこは自信を持って堂々とやるべきです。最高裁判所の判決は不当な判決だと、沖縄防衛局の言い分だけだと言いましたが、裁判所が県の主張をそのまま受け取るかどうかわかりません。いろいろな司法関係者からは、日本が本当に三権分立が機能しているのかと指摘する人たちもたくさんいるので、そこは堂々と道理と正義の旗を掲げて一この基地をつくらせたら200年です。これは国防省が言っています。そういう意味で、しっかりと頑張るべきだと思います。それから、岩礁破碎許可の行政手続をしていないということでしたが、埋立承認の留意事項も守られていないのではないですか。

○謝花喜一郎知事公室長 承認の際の留意事項として、例えば、事前協議に応ずることや環境保全措置をとることなどが書かれております。この件につきましては、土木建築部から再三にわたって、まずは工事をとめて事前協議に応じるようにという申し立てもしていると思います。環境保全措置についても、特にサンゴの関係で幾度も照会をかけているところです。

○渡久地修委員 ですから、環境保全や事前協議といったものがされていない。

行政手続も無視しているという点では本当に許せないと。最後に、解決の道を示しなさいということ先ほどから言われていましたが、私は解決の道は民意を尊重することだと思います。2013年1月28日に県議会の全会派と41の市町村長がそろって、沖縄県民全部がオスプレイ配備撤回、普天間飛行場閉鎖・撤去、辺野古移設断念—あのときは県内移設断念という表現でしたが、これを全員が署名、捺印し、大挙上京して安倍首相に出したのです。その沖縄県民の思いを政府が受けとめて断念しておけば、こういうことにはならないわけです。それを無視して強行しているところに今の問題があるのであって、県民の総意はあのときにははっきり示されていると思うのですが、その辺はどうですか。

○謝花喜一郎知事公室長 鳩山元総理大臣が最低でも県外と言ったときから、県民の気持ちは大きく変わったと考えております。その流れの中で、建白書で県内移設反対を掲げて、全ての市町村が東京行動を行ったということはよく承知しております。そういったことをベースにして、今の翁長県政は、辺野古唯一という固定観念を捨てて県外移設を検討してほしいということを常々申し上げているところです。

○渡久地修委員 ですから、民意を大事にすればこんなことにはならないということを最後に申し述べて、そして、本質的な議論になれば県の主張は正しいという立場を堂々と主張し、本質的な議論に入っていくためにいろいろなことをぜひしてください。

○謝花喜一郎知事公室長 そういう決意で、今回の公法上の義務の確認を求める請求の追加をお願いしておりますので、よろしく願いいたします。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。  
嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 建白書の話が出ていましたが、あのときの事務局はたしか照屋委員でしたよね。ですから、声高々に翁長知事は裏切ったというようなことは余り言わないほうがいいと。事実に基づいて、もう一つ言うと、土地闘争—私は若いときに座り込んで反対しました。布令、布告においてとりわけ賛成したのは自民党ですよ。ですから、過去のことを言って揚げ足をとるようなことは質疑では言わないほうがいいということで、注意だけしておきます。

水産行政についての基本的な矛盾は、いろいろな申請をするにしても、最終

的には全部知事が権限を持っていますよね。許可するかどうかも知事が持っています。ですから、公有水面埋め立てというのは、行政がその気になれば埋め立てもできるし、埋め立てもできないということですから、今回の場合は政府が余りにも無理をして、沖縄県民の民意を力づくでねじ伏せるような状況ですから、沖縄県民は屈しないということで、ぜひ先頭に立って頑張ってください。

○新里勝也農林水産部参事 水産行政を担当する立場から、漁業法、水産資源保護法でいう水産資源の保護培養というところで、沖縄県漁業調整規則を定め、岩礁破碎等の許可については取り扱い方針を定めて審査しているところでございます。民間も含めてですが、当然、国においても当該規則、方針をきちんと踏まえて申請していただくことが必要だろうと思っております。審査する立場としても、きちんと公平・公正に審査する役割だと思っておりますので、今後とも適切に対応してまいりたいと思っております。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。  
照屋大河委員。

○照屋大河委員 6月30日に示された名古屋高等裁判所の判決があり、今回の提案ということですが、弁護士会に報告する義務があるという名古屋地方裁判所の裁判について、説明をお願いします。

○謝花喜一郎知事公室長 愛知県弁護士会が弁護士法第23条の2第2項に基づいて、同弁護士会所属の弁護士が受任していた事件に関する情報—これは転居届けに関する情報について、郵便局に照会したところ、守秘義務を理由に拒絶されたため、同弁護士会が日本郵便株式会社を相手として主位的な方向に基づく損害賠償を請求し、予備的に本件照会に対して報告する義務がある旨を確認する請求をした事案でございます。一審の名古屋地方裁判所は、弁護士会の損害賠償請求を棄却しましたが、二審の名古屋高等裁判所は一転して損害賠償請求を認容し、確認請求については予備的請求であるため判断されなかったということです。最高裁判所まで行きまして、最高裁判所は高等裁判所の原審を破棄しまして、一部判決を支持して損害賠償請求を棄却しました。ただ、報告義務確認請求についてはさらに審理を尽くす必要があるとして、原審に差し戻したという事案でございます。その後、平成29年6月30日に差し戻し後の控訴審判決が出されまして、日本郵便株式会社は弁護士法第23条の2第2項の規定に基づき、弁護士会がした照会について、弁護士会に対し報告する義務があるこ

とを確認すると判決をしたということでございます。

○**照屋大河委員** 本来、義務の確認を争った上で義務の履行を争うべきだと思いますが、今回、判決が6月30日に出たということで、後になったと思います。手順的には義務の確認を求めるのはまず行うべき手続だと思うのですが、その辺はいかがですか。

○**謝花喜一郎知事公室長** 弁護士の先生方に意見を聞きましたところ、通常は履行を求めることが訴訟の順序だということで、義務の確認を求めることはなかなかないのですが、宝塚判決が出ています。これについて、国側は法律上の争訟性が争点になると強く主張していますので、我々としては射程外だということを強く言っているわけですが、仮にこれが認められなくても、確認請求が行われれば実態の審理に入ると。実態の審理に入って—これは仮定の話で恐縮なのですが、差しとめ請求権があるということが確認されれば、これをもって履行を求めることはできませんが、行政として司法の判断が出された以上は出しているだけのではないかとということが期待としてあるわけです。ですから、今回、確認請求を出すことが有効だということで提案をしたということでございます。

○**仲宗根悟委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**仲宗根悟委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第14号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等入れかえ)

○**仲宗根悟委員長** 再開いたします。

次に、陳情平成28年第39号外42件の審査を行います。

ただいまの陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

謝花喜一郎知事公室長。

○謝花喜一郎知事公室長 ただいま議題となっております、知事公室所管に係る陳情につきまして、お手元の請願・陳情説明資料に基づき、県の処理概要を御説明いたします。

知事公室所管の請願はゼロ件、陳情は継続が34件、新規が9件、合計43件となっております。

まず、継続審査となっております陳情34件につきまして、修正した箇所を御説明いたします。

説明資料の25ページをお開きください。

陳情平成28年第167号米軍北部訓練場のヘリパッド建設及び米軍への提供に反対し、米軍機の飛行訓練への使用禁止を求める陳情の項目6につきまして、「現在、東村高江区の周辺等においては、機動隊による警備活動は行われておりません」に修正しております。

続きまして、説明資料の55ページをお開きください。

陳情第27号オスプレイ等の飛行訓練による高江区民の生活権侵害の現状を把握し、オスプレイの飛行禁止を求める陳情の項目1の2段落目につきまして、「沖縄防衛局によると、G地区進入路の工事については、平成29年9月末までに完了しているとのことであります」に修正しております。

続きまして、説明資料の60ページをお開きください。

陳情第44号 I U C N の協力要請を受けるように日本政府に求め、沖縄県が I U C N に協力を要請することを求める陳情の項目3の2段落目につきまして、61ページになりますが、「これに対し、I U C N から、5月12日付で返信をいただき、県が提起した事項について議論する必要があると思われるのは、調査団の滞在期間中であろうことから、面談するためには日本の関係当局に申し入れることを勧めるという旨の返信をいただいております。これに対し、県は、辺野古・大浦湾における新基地建設のための埋立事業の問題を十分に理解していただくため、世界自然遺産の審査プロセスとは別に、当該海域について調査、議論していただきたい旨の書簡を6月12日付で送付したところですので」に修正しております。

次に、新規の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

説明資料の66ページをお開きください。

陳情第85号嘉手納基地旧海軍駐機場の航空機使用禁止を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1及び2につきましては、旧海軍駐機場については、S A C O 最終報告に基づき移転が合意され、平成29年の1月に新たな駐機場への移転が実現しま

したが、その後2月にはKC135が、5月にはU2が旧海軍駐機場を使用するなど、SACO最終報告における騒音軽減イニシアティブの趣旨がないがしろにされております。このことは、海軍駐機場の移転により、長年にわたり昼夜を問わず苦しめられてきた航空機騒音や排気ガスの悪臭被害等が軽減されるとの地元住民の期待を大きく裏切るものであり、強い怒りを禁じ得ません。

県は、去る6月5日に、沖縄防衛局に対し、嘉手納飛行場の旧海軍駐機場の使用について、8項目の照会をしました。これに対し、6月16日に、沖縄防衛局から「旧海軍駐機場において米側が引き続き使用する施設は、SACO最終報告の騒音軽減イニシアティブの趣旨にかなう運用として、倉庫及び整備工場として使用されるものと認識していること」、「旧海軍駐機場の取り扱いに対する日米の見解に相違があるため、現在、日米間において協議を行っている」などの回答がありました。さらに、7月7日には、嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会―三連協と連携し、政府に対して、SACO最終報告の騒音軽減イニシアティブの趣旨に沿って嘉手納飛行場の旧海軍駐機場における航空機の使用を禁止することなど、米国側と地元の要望を踏まえた協議を行うよう要請したところでした。

続きまして、説明資料の68ページをお開きください。

陳情第86号嘉手納基地における米軍機の騒音激化に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1から3につきましては、嘉手納飛行場をめぐっては、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されておりますが、外来機のたび重なる飛来に加え、米国州空軍F16戦闘機等が累次にわたり配備されており、負担軽減と逆行する状況であると言わざるを得ません。

県は、これまであらゆる機会を通じ、嘉手納飛行場における訓練移転の検証を行い実効性のある対策を講じることや、航空機騒音規制措置の厳格な運用、騒音対策の強化・拡充等、航空機騒音の軽減について要請してきたところでした。県としては、現在は月ごとに集計されている嘉手納飛行場における離着陸等調査の日ごとの集計結果の公表を求め、同調査から得られる機種ごとの飛行状況を踏まえ、外来機の飛来や訓練移転の影響、早朝・深夜における運用実態などを確認し、地元市町村とも連携して、周辺住民の負担軽減を求めてまいりたいと考えております。

続きまして、説明資料の70ページをお開きください。

陳情第90号米軍MV22オスプレイによる低空飛行及び騒音、粉じん被害並びに着陸帯ファルコン撤去に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1及び2につきましては、陳情第1号項目1及び2に同じでありますので、説明は省略いたします。

続きまして、説明資料の73ページをお開きください。

陳情第100号MV22オスプレイ墜落事故に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1から3につきましては、平成29年8月5日に発生したオーストラリア東海岸沖でのMV22オスプレイの墜落について、県は、第3海兵遠征軍司令官、外務省特命全権大使（沖縄担当）及び沖縄防衛局長に対し、事故の原因究明がなされるまでの同機種飛行中止を求めるとともに、事故原因の早急な公表、なお一層の安全管理の徹底等に万全を期すよう強く要請しました。県としては、建白書の精神に基づき、オスプレイ配備に反対であり、今後ともあらゆる機会を通じ、日米両政府に対して配備撤回を求めてまいります。

続きまして、説明資料の75ページをお開きください。

陳情第112号核貯蔵疑惑に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

今回、報道された番組については、県としても大きな衝撃を受けており、県民の皆様のご不安についても理解しております。現在、事実関係について、外務省へ照会しているところです。施設の立ち入りについて、沖縄防衛局と調整してまいりたいと考えております。

続きまして、説明資料の77ページをお開きください。

陳情第114号常態化する嘉手納基地での米軍パラシュート降下訓練の禁止を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1及び2につきましては、嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練は周辺住民を初め、県民に多大な不安を与えるものであり、同飛行場におけるパラシュート降下訓練の常態化は、断じて許すことはできないと考えております。ことし4月24日及び5月10日にも訓練が実施されたことから、県は、去る7月7日に三連協と連携し、外務大臣及び防衛大臣に対し要請を行うなど、これまで、日米両政府に対し、嘉手納飛行場でパラシュート降下訓練を実施しないよう、強く要請してきました。県としては、パラシュート降下訓練は、沖縄県民の基地負担の軽減を図るというSACO最終報告の趣旨に沿って行われるべきであると考えており、今後ともあらゆる機会を通じ、嘉手納飛行場においてパラシュート降下訓練を実施しないよう、日米両政府に対して粘り強く働きかけていきたいと考えております。

続きまして、説明資料の79ページをお開きください。

陳情第116号オスプレイ飛行訓練地の被害状況を沖縄県は実情に合った測定

と聞き取りを行い、継続的に把握することを求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1及び2につきましては、他部局所管であるため省略いたします。

80ページになりますが、項目3につきましては、県としては、国及び地元自治体と連携し、今後とも、現地の状況について情報収集に努めてまいりたいと考えております。

項目4につきましては、政府は、オスプレイの安全性は確認されているとの見解を出しておりますが、県としては、オスプレイに対する県民の不安は一向に払拭されていないと考えております。県としては、建白書の精神に基づき、オスプレイ配備に反対であり、平成29年2月に外務大臣、平成29年8月に沖縄及び北方対策担当大臣、並びに平成28年9月、同12月及び平成29年8月に防衛大臣に対して、配備撤回を求めたところです。今後とも、あらゆる機会を通じ、日米両政府に対してオスプレイの配備撤回を求めてまいります。

以上、知事公室の所管に係る陳情43件につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲宗根悟委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、陳情平成28年第117号外16件について、環境部環境企画統括監の説明を求めます。

棚原憲実環境企画統括監。

○棚原憲実環境企画統括監 環境部所管の陳情につきまして、御説明いたします。

環境部所管の陳情は、継続14件、新規3件となっております。

初めに、継続14件中、4件の処理概要に変更があり、そのうち、資料8ページ、26ページ及び58ページにあります北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業に係る陳情につきましては、沖縄県赤土等流出防止条例に基づく事業行為が終了したことなど、時間の経過に伴う状況の変化等があった部分について修正・削除したもので基本的な処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

また、資料49ページの処理概要につきましても、時間の経過に伴う部分を修正したもので基本的な処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、新規の陳情3件につきまして、処理概要を御説明いたします。

説明資料の71ページをごらんください。

陳情第99号米軍機低周波影響調査に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

県では、平成29年度に沖縄振興特別推進交付金を活用した普天間飛行場周辺における低周波音による物的影響把握に関する調査業務において、低周波音の周波数や音圧と建具のがたつきの関係等の物的影響を科学的に把握することを目的として調査を実施しております。当該業務の実測調査では、既存の航空機騒音自動監視装置等の機能が必要不可欠であることから、普天間飛行場周辺において120日にわたり借り上げ可能な賃貸物件で調査を実施しております。低周波音については、現在、環境基準等が設定されておらず、低周波音の影響を評価することが困難な状況です。そのため、県としましては、環境省に対し、当該業務で得られる知見を情報提供するとともに、航空機からの低周波音の発生に係る実態把握、健康影響評価及び環境基準設定の検討について求めてまいります。

続きまして、説明資料の79ページをごらんください。

陳情第116号オスプレイ飛行訓練地の被害状況を沖縄県は実情に合った測定と聞き取りを行い、継続的に把握することを求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1につきまして、米軍航空機から発生する騒音については、施設を米軍へ提供する国の責任において測定を実施し、その結果を公表すべきと考えております。県としましては、夜間騒音を含む航空機騒音による住民への影響の把握については重要なことであると考えており、地元自治体と連携し情報収集に努めるとともに、航空機騒音の推移を注視していきたいと考えております。

項目2につきまして、県では、低周波音の物的影響を科学的に把握することを目的として、普天間飛行場周辺において実測調査を実施しております。低周波音については、現在、環境基準等が設定されておらず、低周波音の影響を評価することが困難な状況です。県としましては、国に対し、当該調査で得られた知見を情報提供するとともに、航空機からの低周波音の発生に係る実態把握、健康影響評価及び環境基準設定の検討について求めてまいります。

訓練地の状況については県も高い関心を持っており、今年度の調査結果及び地元自治体の意向を踏まえて対応を検討していきたいと考えております。

続きまして、説明資料の81ページをごらんください。

陳情第117号北部訓練場のあるヤンバルの森を世界自然遺産にするに当たり沖縄県と米軍が環境協定のための協議を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

北部訓練場については、国立公園等の法的な保護担保措置をとることが困難であることから、今回の遺産推薦区域には含まれておりません。しかし、県としては、推薦地に隣接する北部訓練場についても、自然環境の豊かな重要な地域であると認識しており、希少種のモニタリング調査等を通じ、北部訓練場の自然環境の状況について注視していきたいと考えております。訓練による影響があると判断された場合は、遺産価値が損なわれないよう、国や在沖米軍に対して影響を回避するよう強く要請を行うなど適切に対応したいと考えております。

以上、環境部所管の陳情について、処理概要を御説明いたしました。  
御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲宗根悟委員長 環境部環境企画統括監の説明は終わりました。

次に、陳情平成28年第178号について、企業局配水管理課長の説明を求めます。

山里徹配水管理課長。

○山里徹配水管理課長 企業局関連の陳情につきまして、御説明いたします。

継続審査となっております陳情1件につきましては、前回処理概要から変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上、企業局に係る陳情処理概要について、御説明いたしました。  
御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲宗根悟委員長 企業局配水管理課長の説明は終わりました。

次に、陳情平成28年第119号について、教育庁教育管理統括監の説明を求めます。

宜野座葵教育管理統括監。

○宜野座葵教育管理統括監 教育委員会関連の陳情につきまして、御説明いたします。

継続審査となっております陳情1件につきましては、前回の処理概要から変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上、教育委員会に係る陳情処理概要について、御説明いたしました。  
御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲宗根悟委員長 教育庁教育管理統括監の説明は終わりました。

これより、陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 陳情第116号オスプレイ飛行訓練地の被害状況を沖縄県は実情に合った測定と聞き取りを行い、継続的に把握することを求める陳情で、米軍航空機から発生する騒音については、施設を米軍へ提供する国の責任において測定を実施と書いていますが、なぜ国だけの責任で行うのか。県としてはどうするのですか。

○棚原憲美環境企画統括監 陳情処理方針に記載させていただきましたが、米軍基地に係る施設を提供しているのは国でございますので、国の責任において実施していただきたいと。県においては、現在、市町村を越えるような広域な騒音測定を実施しております。

○嘉陽宗儀委員 関係住民の皆さん方は、国任せになるのではないのか、被害者の実態を県独自にもきちんと調査すべきだという陳情になっているのです。それはどう思いますか。

○仲宗根一哉環境保全課長 県としても、地元住民の置かれている状況を把握することは大変重要であると認識しております。これまで、地元自治体に寄せられる苦情の内容や沖縄防衛局が実施している騒音測定のデータから状況把握に努めてきたところです。今回の陳情についても真摯に受けとめております。米軍の訓練に伴う航空機騒音や低周波音といったものが増加していることは事実なので、地域住民の生活環境への影響が懸念されます。また近年、米軍ヘリ着陸帯周辺で、特に夜間の騒音発生回数がふえています。そういった傾向にあることから、周辺住民の睡眠妨害を招いている可能性があると考えておりまして、まずは米軍ヘリが離発着する普天間飛行場における航空機騒音の規制措置の厳格な運用が求められると考えております。陳情の内容については、今のところ県に対して地元の自治体から何らかの要望は届いておりません。県としては、地元自治体の意向も確認する必要があると考えておりまして、地元自治体

の意向を踏まえずに県が現地で調査を実施するという考えは、今のところございません。例えば、聞き取り調査を行ったり、期間を限定して低周波音の測定を実施したとしても、陳情処理概要に記載してありますとおり、今の段階では評価が非常に困難であるということもあります。特に技術的な問題として、航空機騒音の場合は、騒音と低周波音を区別して評価することが困難で、ましてや、それが健康に対してどういう影響があるのかを評価すること自体が極めて困難な状況なので、まずは地元の状況について情報収集していきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 納得はできません。一番重要なのは、被害者の住民の思いや現実です。これについて、今の県政でこんな態度をとっていいのかと思うぐらいの答弁です。最低限、被害者の思いや実態をきちんと調査することを踏まえて対処してもらえますか。

○棚原憲美環境企画統括監 委員からもありますように、特に最近では東村高江区と宜野座村城原区の騒音回数が、夜間も含めてふえていて、住民の方が非常に困っているということは我々も承知しております。その中で、先ほど環境保全課長からも説明がありましたように、技術的に困難な部分はありますが、これだけ騒音による被害がふえている状況がありますので、地元の役場と情報交換しながら、苦情の実態も把握しながら、県としてぜひ協力できる部分については検討していきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 こういう騒音被害にある地域住民の苦しみを取り除くために最大の努力をしないと、アメリカが沖縄の人のことを考えて対処することはありません。自民党政府もそうです。あくまでも民意を大事にして、皆さん方がそれを取り除くために最大の努力をするという決意を表明してください。

○棚原憲美環境企画統括監 実際に苦情を受ける地元の自治体と今後さらに連絡を密にしながら、技術的なことも含めて、県としてできることについては可能な限り前向きに検討してまいりたいと思います。

○嘉陽宗儀委員 頑張ってください。

あと1点、世界自然遺産登録との関係で、IUCNは日本政府と米政府に対し自然を保全せよと勧告しているが、北部訓練場を無視して世界自然遺産になり得ると判断した理由を知りたいという質問がありますが、わかりますか。

○金城賢自然保護課長 世界自然遺産で北部訓練場が除かれたのは、世界自然遺産の区域については、推薦区域が世界遺産の条約に基づく基準に合致しているかということと、将来にわたって保護担保措置がとれるか—これは、国の国立公園などといった法律的な保護担保措置がとれるかということとでございます。あとは、地元地域の方々の理解というのがございますが、米軍基地につきましては、国立公園等の保護担保措置をとるのは困難だということで、除かれているところでございます。

○嘉陽宗儀委員 法的に厳しいところがあるとは思いますが、沖縄県民の民意を大事にすることを皆さんは第一に考えてほしい。ですから、いろいろなものがあってもはね返して、世界自然遺産登録のために頑張ってください。

○棚原憲美環境企画統括監 今回、世界自然遺産への登録に向けて、県は地元と一生懸命取り組んでいるところですが、地元3村の振興や住民の期待も含めて、ぜひ早期の登録を実現し、その後の保全措置についても精いっぱい頑張っていきたいと考えております。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。  
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 新規の陳情第116号オスプレイ飛行訓練地の被害状況を沖縄県は実情に合った測定と聞き取りを行い、継続的に把握することを求める陳情に関して、低周波音については物的影響を科学的に把握することを目的として調査を始めているが、環境基準が設定されていなくて影響を評価することが困難であると。科学的に把握すると言いながら基準がないということですが、どういう調査をして、どういう判断をしようとしているのか、説明をお願いします。

○仲宗根一哉環境保全課長 現在、普天間飛行場の周辺において、9月25日から低周波音と物的影響について調査を開始しております。これについては沖縄振興特別推進交付金を使用し、航空機騒音低周波音広域測定事業の中で実施しております。これは低周波音の周波数や音圧レベル—エネルギーとも言いますが、これと建具、例えば、窓のがたつきなどとの関係を調べるということで、具体的に申し上げますと、ある建物を借りて、ベランダに測定装置を置き、室内

側には窓に振動センサーをつけて、低周波音と騒音をレコーダーを用いて記録していくと。騒音の影響もありますが、ここではこういった周波数の低周波音によって窓ががたつくのか、あるいは建物の中のほかの建具—ふすまや引き戸などががたついた場合には、室内でも音をはかって、どこからの影響でこういった音の性質で物が動いたりするのかということのを定量的に把握しようというものです。

○新垣清涼委員 環境基準等が設定されていないということですが、世界的にはどうなのでしょう。いろいろな国に研究者がいらっしゃると思うのですが、日本がないのか、あるいは世界的にも基準がないのか。

○仲宗根一哉環境保全課長 前回も少しお答えしたと思うのですが、低周波音と申しあげても、それが固定発生源なのか、移動発生源なのかということで、影響がかなり異なってくるということがあります。現在、固定発生源につきましては、環境基準は各国でも見当たらないのが現状ですが、ガイドラインは存在します。国内においても、固定発生源に関して環境省でガイドラインを作成したところ。ただ、航空機のような移動発生源については、いまだ知見の集積に努めている状況です。特に移動発生源の中でも航空機につきましては、騒音と低周波音が同時に発生するということもありまして、区別して評価することが非常に困難であるといった技術的な問題がありますので、今後、国としても知見の集積に努めていく中で基準づくりについても検討していきたいということ。です。

○新垣清涼委員 物的影響ということなのですが、例えば、人体に対する影響として、内臓や耳の器官などに対する研究はされているのですか。

○仲宗根一哉環境保全課長 まず心理的影響については、低周波音が知覚されてよく眠れない、気分がいらいらする、それから、低周波音特有の心理的な反応としては、圧迫感がある、振動感があるというようなことが実験的には明らかになっています。生理的な影響につきましては、頭痛、耳鳴り、吐き気、胸や腹を圧迫されるような感じがするといったような現象があります。環境省や研究者による調査では、生理反応の度合いは健康度、年齢、個人差などに影響されて、人体に好ましくない影響をもたらすレベルまでは明確にされていないということでございます。

○**新垣清涼委員** 影響については個人差があると。そうであるならば、余計に子供からお年寄りまで、あるいは病気で休んでいる人や妊婦への影響など、いろいろ出てくると思うのです。そういう意味では、国や研究者に調査をしっかりと行うよう求めていただきたいと思いますと思うのですが、どうですか。

○**棚原憲美環境企画統括監** 委員のおっしゃるように、低周波音につきましても人体への影響がまだ明らかになっていないところが多いのですが、我々としては国に対して継続して基準づくり、評価のあり方を求めていくとともに、科学的知見の集積ということで、現在、行っている県の調査を専門家の意見も聞きながら一生懸命やっていきたいと考えております。

○**新垣清涼委員** どのレベルでどれだけの影響があるということは明らかになっていないとしても、人体への影響として不快感など、先ほど説明があったようにいろいろあるわけですね。そういう意味では、基準あるいは目安でもいいので出していただきたいと思います。

次に、陳情第112号核貯蔵疑惑に関する陳情です。「NHKスペシャル沖縄と核」という放送で、県は事実関係について外務省へ照会しているところだということですが、外務省からはどういう返事が来ていますか。

○**金城典和参事兼基地対策課長** 外務省へ問い合わせをしているのですが、きょう現在、回答は届いていない状況でございます。

○**新垣清涼委員** 立ち入りについて、沖縄防衛局と調整をしたいと考えているということですが、今、その調整はどうなっていますか。

○**金城典和参事兼基地対策課長** 兵器の貯蔵庫の立ち入りについては、非常に機密性が高いのではないかと考えております。そこで、今まで県としてそういった立ち入りをしたかどうかも含めて調査しておりまして、具体的にまず入れるかどうか、入るとした場合どこに入れるのか、兵器庫がどこに点在しているのかといったことも確認しながら調整していきたいと考えております。

○**新垣清涼委員** この放送からすると、過去に沖縄に貯蔵されていたということが明らかになったわけですね。誤射もあったという話もあるわけですから、どこにあるかは特定しなくてもいいし、目隠しされてでもいいので、あった場所に案内をしてもらって、もう片づけてありませんという確認をするべきだと思います。

うのです。あるいは、そこにあったと証言をした方をお願いしてでもいいので、片づけられている、移動されている、撤去されているということを、県としていろいろな方策でしっかりと確認をする必要があると思うのですが、どうですか。

○謝花喜一郎知事公室長 恐らく報道された施設は可能かと考えております。この件について沖縄防衛局に確認したところ、そこは既に民間の手に渡っているということなので、そこは相談すると。先ほど参事兼基地対策課長が答弁しました弾薬庫については、私も沖縄防衛局の方々と意見交換をされていて、弾薬庫は相当ハードルが高いかもしれないということですが、まずはとにかく当たってみると。我々も過去の事例などを確認しておりまして、こういった形でできるのか、委員からの御提案もありましたので、何とかできる方向を模索したいと考えております。

○新垣清涼委員 基地ですから、確かにどこにどういう機能のもの、あるいはどのぐらいの威力のあるものを置いているというのはなかなか明らかにしないかもしれません。しかし、軍としては把握しているわけですから、何らかの形でこれぐらいのものは装備していますと。特に核については、アメリカの機関を通してでもいいので、しっかりと存在をチェックする方法をとるべきだと思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。  
宮城一郎委員。

○宮城一郎委員 陳情第25号在沖米海兵隊の駐留検証に関する陳情について、お願いします。昨今、日本を取り巻く東アジアの中で、特に北朝鮮と中国の脅威に抑止力として在沖海兵隊が必要だという論が多く聞こえます。まず北朝鮮については、従来、飛翔体を発射しているのですが、以前は宇宙研究開発と言いながら、昨今はミサイルと言ってはばからないという状態で、非常に憂慮しています。ただ、何発か続く中で、個人的には4月4日のミサイル発射が米朝の対立に緊張感を発した分岐点になっているのではないかと考えています。米軍がいろいろリアクションをしたのが4月4日と考えているのですが、実際に米軍のリアクションでどういうものがあったのか、公知の事実として承知しているところを教えてください。

○金城典和参事兼基地対策課長 今、細かい資料を持ち合わせていないのですが、たしか嘉手納飛行場の情報偵察機が北朝鮮方面に向かって情報収集をしているという報道があったことは承知しております。

○宮城一郎委員 私がいろいろと調べてみた中で、アメリカ海軍のカールビンソンという空母が日本海に派遣されたというのと、今おっしゃられた嘉手納飛行場からの偵察機、それから、仮称なのでしょうが、象の行進と言われる戦闘出撃訓練が行われると聞いております。海兵隊について何かリアクションは御存じないでしょうか。

○金城典和参事兼基地対策課長 4月4日に行われた北朝鮮の弾道ミサイルの発射事案について、追加で説明したいと思います。まず、4月12日に米空軍嘉手納飛行場で、象の行進と言われるF15戦闘機や空中空輸機、早期警戒管制機、救助任務用のヘリコプターなどを一斉に滑走路に並べた写真が展示され、体制を発表したという事例があります。それから、4月9日に米海軍原子力空母カールビンソンを中心とした空母打撃群が朝鮮半島に派遣されたという事例が見受けられました。私たちは再度、海兵隊について何かしらの動きがあるかということで確認はしたのですが、実際の動きについて今のところ確認はとれていない状況です。

○宮城一郎委員 私もこの件でいろいろとリサーチをして、なかなか見つからなくて、やっとほじくり返してあったのは、岩国基地においてステルス戦闘機の精密誘導爆弾の搭載訓練が通常の訓練の後に行われたと承知しております。今、北朝鮮のミサイルによる脅威を考えたときに、在沖海兵隊の地上に送り込まれる部隊や、それを輸送する能力は、米軍のリアクションを見る限り、さほど北朝鮮に対する何らかの抑止力等になるというのは考えづらいと思っておりますが、この件の感想等をいただけますか。

○謝花喜一郎知事公室長 北朝鮮の一連の動きで、米側の対北朝鮮への力関係が変化しています。ネラー海兵隊総司令官が、北朝鮮のミサイルの開発問題を踏まえて、敵対国の能力が沖縄やグアムなどの地域での力関係を変化させているという発言をしています。マイク・モチヅキ教授も一連の話をしておりまして、今の海兵隊の存在、沖縄にある地理的優位性や抑止力といった観点から、今後、県としても注視していかなければいけないと考えております。

○宮城一郎委員　こういう状況を考えたとき、私は去る3月の米軍基地関係特別委員会でも防衛省が発表している在沖海兵隊の意義等々について幾つか質疑させていただいて、知事公室長から、これを県民議論としていく所存であるという答弁をいただきましたが、その後、県ではどういう進捗を踏まえているのか教えてください。

○謝花喜一郎知事公室長　この件について、知事公室内で勉強会を2度ほど実施しておりますし、私もしっかり検証したいと。できれば、こういったものを県民にわかりやすく冊子にしていければという発言をしたことを私も記憶しております。そういったことを受けまして、担当者を決め、過去に県側から防衛省に出した文書と、それに対する回答をまずはしっかり確認すること、また、先ほどネラー海兵隊総司令官の話もしましたが、いろいろな団体から最近、沖縄の抑止力等について意見が出ております。そういったものを踏まえて、今後、どういったことが想定されるのか、県としてさらに防衛省等に対して確認を要する事項があるかといったことを担当者を中心に検討している最中でございます。

○宮城一郎委員　それでは、まだ県民にお出しするところまでには至っていないということですね。

○謝花喜一郎知事公室長　通常業務もこなしながらなので、この件についてはお時間をしっかりいただいて、我々もじっくり勉強したいと思っていますので、今しばらくお時間をいただけますでしょうか。しっかり対応はさせていただきます。

○宮城一郎委員　決して、この議論を県だけに任せるのではなく、県議会でもしっかり研究していくべきかと思っております。そこで、委員長に御要望を申し上げます。本委員会で海兵隊の駐留の意味を検証するようなものを一与党、野党、中立から、この件について知見のある方を参考人として呼び出して、聞き取りする場を設けていただきたいということをお願いして、終わります。

○仲宗根悟委員長　ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室等関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の一部退席)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

次に、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練についてを議題といたします。

ただいまの議題について、知事公室長の説明を求めます。

謝花喜一郎知事公室長。

○謝花喜一郎知事公室長 ただいま議題となっております嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練について、県の対応を御説明いたします。

嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練は周辺住民を初め、県民に多大な不安を与えるものであり、同飛行場におけるパラシュート降下訓練の常態化は、断じて許すことはできないと考えております。

ことし4月24日及び5月10日にも訓練が実施されたことから、県は、去る7月7日に三連協と連携し、外務大臣及び防衛大臣に対し要請を行うなど、これまで、日米両政府に対し、嘉手納飛行場でパラシュート降下訓練を実施しないよう、強く要望してきました。

そのような中で、去る9月21日午前、嘉手納飛行場においてことし3回目となる米軍によるパラシュート降下訓練が強行されましたが、訓練を強行した米軍の姿勢は、S A C O最終報告の趣旨や地域住民を軽視するものであり、強い憤りを禁じ得ません。

県としては、パラシュート降下訓練は、沖縄県民の基地負担の軽減を図るといふS A C O最終報告の趣旨に沿って実施されるべきであると考えており、訓練の通知があった9月15日、外務省特命全権大使（沖縄担当）、沖縄防衛局長、在沖米国総領事、第18任務支援群司令官に対し、訓練を実施しないよう要請しました。

また、訓練が実施された9月21日には基地対策課職員を現地に派遣し、訓練の実施状況を確認するとともに、訓練の実施確認後は9月21日に富川副知事などから外務省特命全権大使（沖縄担当）、沖縄防衛局長に対し、9月22日には

外務大臣、防衛大臣、駐日米国大使、第18航空団司令官に対し、訓練の実施について強く抗議し、今後、同飛行場におけるパラシュート降下訓練を実施しないよう要請したところです。

以上で、説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○仲宗根悟委員長 知事公室長の説明は終わりました。

これより、嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 質疑なしと認めます。

以上で、嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練についての質疑を終結いたします。

次に、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る米軍MV22オスプレイ緊急着陸事故についてを議題といたします。

ただいまの議題について、知事公室長の説明を求めます。

謝花喜一郎知事公室長。

○謝花喜一郎知事公室長 ただいま議題となっております米軍MV22オスプレイの緊急着陸事故について、県の対応を御説明いたします。

9月29日の午後4時57分ごろ、海兵隊普天間基地所属のMV22オスプレイ1機が新石垣空港に緊急着陸し、4時59分にも別のオスプレイ1機が同空港に着陸する事案が発生しました。

このことで一時、新石垣空港の滑走路が閉鎖され、民間機1便が目的地を変更し、14便に最大1時間以上のおくれが出るなど大きな影響を与えたほか、日常的に米軍基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に、さらなる不安や、米軍の航空機整備のあり方、安全対策等について大きな疑念と不信感を抱かせたことは、極めて遺憾であります。

MV22オスプレイに関しては、昨年12月には墜落事故及び胴体着陸を起こし、

ことしに入ってから6月に伊江島補助飛行場、奄美空港への緊急着陸、8月にはオーストラリア東海岸沖で墜落事故、大分空港への緊急着陸を行っており、県民に大きな不安を与えております。

県としては、オスプレイの配備に反対であり、県民が配備に強く反対してきたオスプレイがこのような事案を起こしたことを重要視しており、9月29日には沖縄防衛局に対し要請を行い、10月2日には外務省特命全権大使（沖縄担当）及び沖縄防衛局長に、翌10月3日には、第3海兵遠征軍司令官に対し、今回の事故原因究明がなされるまでMV22オスプレイの飛行を中止するとともに、原因の究明、実効性のある再発防止策と今後の安全管理の徹底に万全を期し、その措置内容を公表することを強く要請するとともに、抗議したところです。

以上で、説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○仲宗根悟委員長 知事公室長の説明は終わりました。

これより、米軍MV22オスプレイ緊急着陸事故について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 素朴な疑問なのですが、緊急時の場合、オスプレイは県内どこでも着陸できるのですか。どこかの許可を得ることもありますか。

○謝花喜一郎知事公室長 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（日米地位協定）上は、民間空港も使用することが可能となっております。ただ、県は緊急時以外の使用をしないことを強く求めています。新石垣空港は県管理空港でございまして、土木建築部空港課が所管しているところですが、第1報は石垣空港管理事務所から土木建築部空港課に行き、基地対策課に連絡が来たという経緯でございます。

○新垣清涼委員 この間、伊計島にヘリが緊急着陸し、油漏れしていますよね。こういうときの罰則はないのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 まず、米軍の公務上のものについては、航空法等の

適用がないということがございます。国内法の適用がないということは、必然的に罰則等もないと考えているところです。

○新垣清涼委員 やはり民間とは違うので、提供している施設内であればいいとしても、それ以外については県の条例で規制して罰則をつくらないと、やりたい放題では困ります。少し検討してもらえませんか。

○謝花喜一郎知事公室長 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約—安保条約に基づいた地位協定を条例でどれだけ対応できるかということについては、法の体系上いろいろあると思いますが、勉強したいと思います。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。  
照屋守之委員。

○照屋守之委員 我々もこの件については、強く沖縄防衛局、外務省に抗議をしました。先ほどの事故という捉え方ですが、民間機も含めて、機体にトラブルがあったときに緊急的に着陸をするのは常識的なことだと思っておりますが、これを事故という捉え方をする県のお考えをお聞かせください。

○謝花喜一郎知事公室長 議題が米軍MV22オスプレイの緊急着陸事故となっていましたので、議題名を読み上げましたが、我々は緊急着陸する事案が発生したと考えております。

○照屋守之委員 そのように事故と捉えて県がけしからんというようになっていくと、これは勘違いしますので一民間の航空機や自衛隊の航空機、米軍も含めて、それはまかりならんと、条例がどうのこうのというのは、墜落させても緊急着陸を認めないのかという話ですよね。オスプレイ自体に対するトラブルや事故については、非常に厳しく対応しなくてはいけないけれども、このような緊急事態についてもまかりならんという話になってくるといろいろな飛行機があるわけですから、民間の航空機も含めてそういう対応をせざるを得ないのかと。ですから、ここは県民の思い、感情、政治家も含めて、その対応の仕方というのは事案によって冷静にわきまえながら対応しないと、今後、沖縄県の対応によっては厳しい条件になろうかと思えます。とにかく、事案ごとにしっかり区別しないと、変に誤解を与える可能性があります。緊急着陸自体も認

めないのかと。ここはどうでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 今、委員からありましたように、日米地位協定の運用上、どこでも使用できるということはありますが、緊急時以外は使わないようにということを申し入れていることは先ほど答弁したとおりでございます。今、県は緊急着陸したことそのものよりも、余りにも多過ぎるということを問題視しているわけでございます。るる述べさせていただきましたが、相次いでいるものですから、そういったことについて県民が大きな不安を抱いているということを強く申し入れて、機体の整備などのいろいろな問題があるのであれば、原因をしっかりと究明し、その間は飛行をやめてもらいたいという申し入れを行っているわけでございます。

○照屋守之委員 私も全く同様に、御指摘のことは共通の理解をしています。ただ、そのような形で相次いでトラブルが起こったときに、我々の感情として全て一緒くたにして考えていくと、オスプレイ自体の事故なのか、そうではないのかということも含めて見境がつかなくなってしまうという懸念がありますので、そこは冷静に対応していきたいと思っております。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。  
渡久地修委員。

○渡久地修委員 オスプレイは欠陥機だということで、県議会でも決議が上がって、配備撤回を県も求めているわけですね。それで何度も緊急着陸をしているわけですね。ですから、これは欠陥機なので飛ぶなということを要求しているし、配備撤回ということを行っているのであって、皆さんは原因究明がされるまで飛ぶのではなく、配備撤回を求めないとだめだと思いますが、どうですか。

○謝花喜一郎知事公室長 先ほども申し上げましたが、県はオスプレイの配備に反対で、県民が配備に強く反対していたオスプレイがこのような事案を起こしたことを重要視しているということです。配備撤回は、当然これまでも求めておりますが、まずは原因究明をしっかりと行ってもらい、そして、その間の飛行を中止することも求めているということでございます。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 質疑なしと認めます。

以上で、米軍MV22オスプレイ緊急着陸事故についての質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。  
休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

次に、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る6月以降の米軍関係の事件・事故についてを議題といたします。

ただいまの議題について、警察本部刑事部長の説明を求めます。  
當山達也刑事部長。

○當山達也刑事部長 平成29年6月から8月末までの米軍構成員等による刑法犯の検挙状況について御説明いたします。

同期間における米軍構成員等の刑法犯の検挙は5件6人で、前年同期と比較して1件1人の増加となっております。

罪種別では、凶悪犯が1件1人、粗暴犯が2件2人、窃盗犯が2件3人となっております。

これらの事件については、那覇地方検察庁に送致してあります。  
御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲宗根悟委員長 警察本部刑事部長の説明は終わりました。

次に、警察本部交通部長の説明を求めます。  
梶原芳也交通部長。

○梶原芳也交通部長 お手元の資料をごらんください。

本年6月から8月末までの米軍構成員等による交通事故の発生状況について御説明いたします。

同期間における米軍構成員等による交通人身事故につきましても、34件発生し、前年同期と比べ2件の減少となっております。

なお、同期間における交通死亡事故の発生はございません。  
以上でございます。  
御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○仲宗根悟委員長 警察本部交通部長の説明は終わりました。

これより、6月以降の米軍関係の事件・事故について質疑を行います。  
なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、  
重複することがないように簡潔にお願いいたします。  
質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 質疑なしと認めます。

以上で、6月以降の米軍関係の事件・事故についての質疑を終結いたします。  
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。  
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。  
休憩いたします。  
休憩中に議案及び陳情の採決の順序及び方法について、御協議をお願いいたします。

(休憩中に、議案等の採決の順序などについて協議)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

まず、乙第14号議案訴えの提起についての請求の追加についての採決を行います  
ますが、その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見、討論等なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第14号議案訴えの提起についての請求の追加についてを採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○仲宗根悟委員長 挙手多数であります。

よって、乙第14号議案は可決されました。

次に、陳情の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議願います。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、議題の追加について協議をした結果、追加することで意見の一致を見た。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練についてに係る意見書及び抗議決議の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追

加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練についてに係る意見書及び抗議決議の提出についてを議題といたします。

議員提出議案として意見書及び抗議決議を提出するかどうかについて、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書及び抗議決議の提出について協議をした結果、意見書及び同抗議決議を提出すること、提案者は本委員会の全委員とし、提案理由説明者は委員長とすること、要請方法としては、本島内は直接要請し、県外は文書送付すること、議員派遣について議長に申し入れること等について意見の一致を見た。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

議員提出議案としての嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練に関する意見書及び同抗議決議の提出については、お手元に配付してあります案のとおり提出することとし、提出方法等については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、議題の追加について協議をした結果、追加することで意見の一致を見た。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

米軍MV22オスプレイ緊急着陸事故についてに係る意見書及び抗議決議の提

出については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

米軍MV22オスプレイ緊急着陸事故についてに係る意見書及び抗議決議の提出についてを議題といたします。

議員提出議案として意見書及び抗議決議を提出するかどうかについて、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書及び抗議決議の提出について協議した結果、おきなわ所属委員から、同型機の緊急着陸が繰り返され、事故も発生しているにもかかわらず、米軍に誠意ある態度が見られないのでここはしっかり指摘するべきである。沖縄・自民党所属委員から、トラブルが起こらない前に緊急着陸してふぐあいを調整するのであって、民間機や自衛隊機に緊急着陸を認めないということはない。緊急着陸を事故と捉えるべきではなく、オスプレイ等の事故とは分けて考えるべきである。日本共産党所属委員から、オスプレイは、あくまでも軍事目的の航空機で、構造的にも落ちるようになっており、民間機と同様に扱うことはできない。社民・社大・結連合所属委員から、民間機の場合は、監督官庁である国土交通省からきちんと指導がなされるが、米軍所属の航空機については、そのようなことがないため県議会が意見すべきであるとの意見があった。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

米軍MV22オスプレイ緊急着陸事故についてに係る意見書及び抗議決議を提出することにつきましては、休憩中に御協議いただきましたが、意見の一致を見ることはできませんでした。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情43件とお手元に配付してあります本委員会付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 仲宗根 悟